

奈良県告示第四百四十七号

昭和五十二年十二月奈良県告示第五百十二号（振動規制法施行規則別表第一の付表第一号の規定により知事が指定する区域）の一部を次のように改正する。

平成二十七年八月十一日

奈良県知事 荒 井 正 吾

表中「図書館並びに」を「図書館、」に改め、「特別養護老人ホーム」の下に「並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園」を加える。